

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第四十一条第一項第一号及び第二項、第四十八条第二項、第四十九条第二項第一号口及び第二号並びに第六十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五の一の項第三欄中「一の項」を「以下この表」に改め、同表に次のように加える。

五 電子計算機又はワードプロセッサ の操作に関する知識又は技術の教授	二月	五万円又は契約残額の百分の二十に 相当する額のいずれか低い額	一万五千元
六 結婚を希望する者への異性の紹介	二月	二万円又は契約残額の百分の二十に 相当する額のいずれか低い額	三万円

別表第六に次の二号を加える。

三 別表第五の五の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品

イ 電子計算機及びワードプロセッサ並びにこれらの部品及び附属品

ロ 書籍

ハ 磁気的方法又は光学的方法により音、映像又はプログラムを記録した物

四 別表第五の六の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品

イ 真珠並びに貴石及び半貴石

ロ 指輪その他の装身具

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 特定商取引に関する法律第四十二条第二項及び第三項、第四十八条並びに第四十九条の規定は、こ

の政令の施行前にこの政令による改正後の特定商取引に関する法律施行令別表第五の五の項及び六の項第

一欄に掲げる特定継続的役務又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利につき締結された特定継続的役

務提供契約又は特定権利販売契約については、適用しない。